

【理論の学習にあたって】

1、暗記は必要？

財務諸表論の理論問題は、基本的に文章で解答する必要があります。日商簿記や簿記論の試験と、この点が大きく異なるところです。

そして、この財務諸表論の理論を暗記だけで乗り切ろうとする受験生が多数いらっしゃいますが、財務諸表論は、税「法」と異なり、財務諸表「論」ですので、ある程度、ご自分の言葉で書いても問題はありません。なるべく会計理論の丸暗記は避け、理解に努めるようにしてください。

2、総論って？

財務諸表論の理解に欠かせないものが、理論全体の幹となる「総論」です。総論は、理論全体に関する抽象的なものとなりますので、各論（個別論点）の学習をしていない方にとっては、最初、何を言っているのか全く分からないこともあるかもしれません。しかし、各論を学習する際、常に意識しておかないと、広大な理論の森の中で迷子になってしまいます。授業では、まず、伝統的会計理論の総論を学習し、その次に伝統的会計理論の各論、新しい会計理論の総論、新しい会計理論の各論、というように進んでいきます。各論の学習中や各論の学習終了後には必ず総論の復習をするようにしてください。

3、法規集は必要？

会計法規集が市販されていますが、特に購入していただく必要はありません。必要と感じたならば、その時に買っていただければ大丈夫です。

4、予習、復習は必要？

基本的に予習は必要ありません。そのかわり、復習は毎回欠かさず、ため込むことなく確実に行ってください。

復習は、テキストの＜理解&暗記＞のタイトルを見て、キーワードを瞬間的に思い出すことができることを目安にしてください。

圧倒的なスピードで授業は進んでいきます。絶対に自分を甘やかして明日への先延ばしはしないようお願いいたします。

5、基本書は必要？

大型書店がお近くにある方は実際に書店まで足を運び、ご自分に合いそうな基本書を一冊購入していただくとよいと思います。辞書代わりにもなりますし、参考書として活用することもできます。

ただ、このように書くと、まず間違いなく「先生のおすすめの本を教えてください」とご質問を頂戴することになるのですが、こればかりは私に合う本がみなさんに合うとは限らないので、実際にみなさんが現物を見て、分かりやすいと感じた基本書を買っていただくのが一番だと思います。

基本書を選ばれる際は、発売から2年以内（できれば1年以内）で、ページ数は300～400ページぐらいの本を選ぶようにしてください。

<理論の学習スタイル ～私の受験生時代～>

(例) 繰延資産を復習する場合

- 1、理論テキストの「繰延資産」の範囲を精読します。
- 2、<理解&暗記>の文章のキーワード(※)を覚えます。
- 3、<理解&暗記>の文章(★★★)を一字一句完璧に覚えます。また、(★★☆)はある程度の暗記、(★☆☆)はキーワードの暗記だけで大丈夫です。
- 4、基本書の「繰延資産」の章を精読し、新しい知識だと思った内容は、理論テキストにどんどん書き込んでいきます。

※ 赤文字はプリントアウトしていただくと、あの赤い透明の「暗記シート」で隠すことができます。キーワードの暗記にぜひ活用してください。

(注) 誤解の無いよう書いておきますが、一度授業を聞いただけで理解しにくければ暗記を先行させてもかまいません。しかし、必ず最終的には理解&暗記をするようにしてください。



<参考> 本試験の形式（第 69 回本試験 第二問）

問 1 次の文章は、「企業会計原則」から引用したものである。これに基づいて、会計上の認識・測定等に関する以下の各問に答えなさい。なお、括弧内の用語は、各自推定すること。

「第二 損益計算書原則」

売上高は、の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって()したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。

()及び()は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各()項目とそれに関連する()項目とを損益計算書に表示しなければならない。

「第三 貸借対照表原則」

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産のを基礎として計上しなければならない。

資産の()は、資産の種類に応じたの原則によって、各事業年度に配分しなければならない。()固定資産は、当該資産の耐用年数にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その()を各事業年度に配分し…(省略)…なければならない。

- (1) 空欄 から に入る適切な用語を、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。
- (2) 空欄 から を基礎にする会計の体系はどのように呼ばれてきたのか。その名称として適切な用語を、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。
- (3) (2)の会計の体系のもとにおいても時価基準（貸借対照表上の資産・負債について、常に期末時点の時価で評価することを求める考え方）が適用されることがあるが、時価評価差額が直ちに当該年度の損益として処理されないこともある。例えば、客観的な時価の測定が可能なその他有価証券には時価基準が適用されるが、その評価差額のすべてが直ちに当該年度の損益として処理されるわけではない。即時損益処理が行われないのはなぜか、国際的な動向（国際的な同質性・比較可能性を含む。）以外の理由を述べなさい。

問2 次の前提条件に基づいて、ファイナンス・リース取引に関する分類および会計処理に関する以下の各問に答えなさい。なお、括弧内の用語、金額および数字は、各自推定すること。

前提条件

- ・ 所有権移転条項 なし
- ・ () 選択権 なし
- ・ リース物件は特別仕様ではない。
- ・ 解約不能のリース期間 5 年
- ・ 借手の見積現金購入価額 50,000 千円 (貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。)
- ・ リース料
年額 12,000 千円 支払は年 1 回 (3 月 31 日)
リース料総額 60,000 千円
- ・ リース物件 (機械装置) の経済的耐用年数 6 年
- ・ 借手の減価償却方法 定額法
- ・ 借手の追加借入利率 年 5 % (借手は貸手の計算利率を知り得ないものとする。)
- ・ 貸手の見積残存価額はゼロである。
- ・ リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日
- ・ 決算日 3 月 31 日

(1) 次の文章は、当該リース取引がいかなるファイナンス・リース取引に該当するのかを判定するためのプロセスを示したものである。空欄 ① から ④ に入る最も適切な用語を、【選択肢】の中から選び、その記号 (ア～セ) を答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

借手は貸手の計算利率を知り得ないため、追加借入利率 5 % を用いてリース料総額を現在価値に割り引くと、51,954 千円となる。現在価値 51,954 千円 ÷ ① () 千円 = () % となり、現在価値基準の概ね 90 % をみたす。また、リース期間 5 年 ÷ ② () 年 = () % となり、() 基準の概ね 75 % をみたす。

当該取引には、所有権移転条項または ③ 選択権は付与されていない。また、特別仕様ではないため、当該取引は、④ ファイナンス・リース取引と判定される。

【選択肢】

ア 経済的耐用年数	カ 所有権移転外	サ 解約不能リース期間
イ サブ・リース	キ 法定耐用年数	シ リース投資未回収額
ウ 残価保証額	ク リース債務	ス リース料総額
エ 使用期間	ケ 変動リース	セ 割安購入
オ 所有権移転	コ 見積現金購入価額	

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース資産の減価償却の考え方を異にする。所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産と同一の方法により減価償却費を算定するが、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則として、リース資産の償却期間はリース期間とし、残存価額はゼロとして減価償却費を算定する。さらに、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産とは異なる減価償却方法を選択することができる。

このように所有権移転外ファイナンス・リース取引の減価償却費の算定方法が所有権移転ファイナンス・リース取引の算定方法とは異なるのはなぜか、その理由を2つ述べなさい。

問 1

(1)

①		②	
③		④	

(2)

--	--	--

原 価 会 計

(3)

問 2

(1)

①		②		③		④	
---	--	---	--	---	--	---	--

(2)

①	
②	

第2章 伝統的会計基礎理論 ★★★

この章では、今後の理論学習の羅針盤となるべき伝統的会計学の総論を学習します。

総論は、なかなかイメージしにくいと思いますが、今後の各論の学習に必要不可欠なものです。各論の学習が終わる都度、その各論の総論の中における位置づけを必ず確認するようにしてください。

2-1 財務会計 ★☆☆

<理解&暗記>

1、意義

財務会計とは、企業の営利活動の結果を、企業の**外部利害関係者**に対して**財務諸表を通じて**報告することを目的とした会計である。

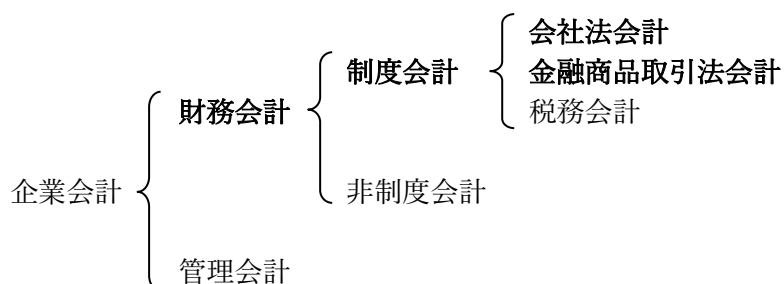
2、財務会計の機能（役割）

- (1) **受託責任・説明責任履行機能**
- (2) **利害調整機能**
- (3) 証券市場への**情報提供機能**

【会計の役割】

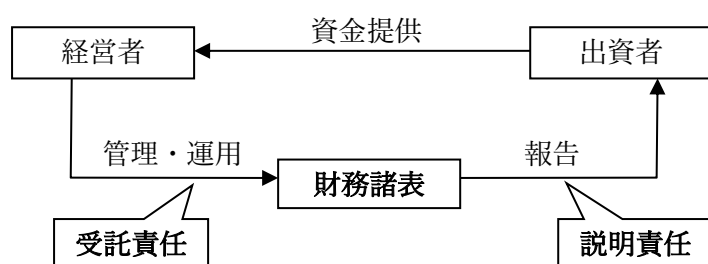
- 1、内部的役割（管理会計）・・・ 経営者のための会計
 - (1) 財産管理目的
 - (2) 現況把握・将来予測目的
- 2、外部的役割（**財務会計**）・・・ 外部利害関係者のための会計
 - (1) 受託責任・説明責任履行目的
 - (2) 利害調整目的
 - (3) 意思決定情報提供目的

【会計の分類】



財 務 会 計	… 企業外部の利害関係者（投資者や債権者）に対して、営業活動の成果を明らかにするための会計
管 理 会 計	… 企業内部の利害関係者（経営者）に対して、経営管理に役立つ会計情報を提供するための会計
制 度 会 計	… 法律に従って行われる会計
非 制 度 会 計	… 法律化されていない理論上の会計
会 社 法 会 計	… 株主および債権者の利害関係の調整を目的とした会計
金 融 商 品 取 引 法 会 計	… 投資者保護を目的として、投資判断に必要な経営成績や財政状態の開示の仕方を規定している会計
税 務 会 計	… 法人税法や租税特別措置法に従って行われる公平な課税を目的とした会計

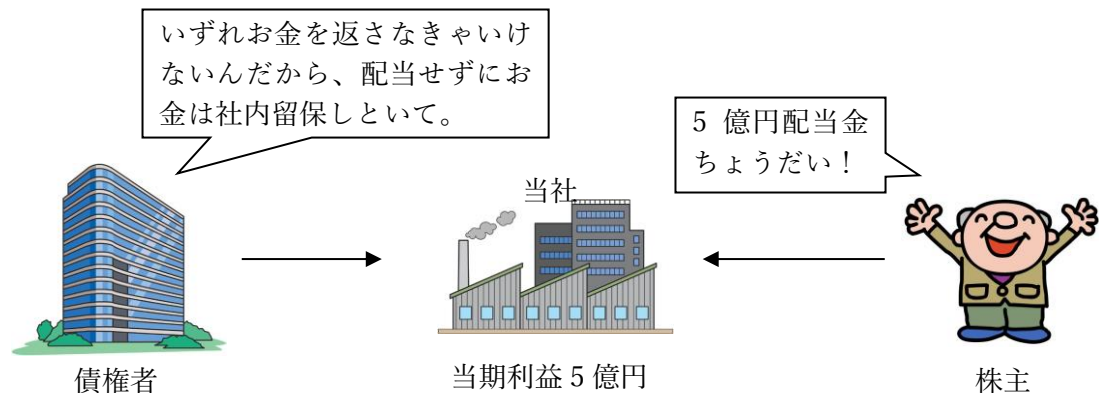
【受託責任・説明責任履行機能】



みなさんが大切なお金を他人に託す場合（この場合、みなさんは出資者となります）、そのお金を託された人（受託者＝経営者）が、私的に流用したり、減らしてしまったりしたらイヤですね？そこで、法律は経営者に対し、私的流用などしないように求めることにしました（＝**受託責任**）。

また、出資者から提供された資金を使って経営者は利益獲得活動を始めますが、その際、出資者は提供した資金が具体的に、いつ、何に、どのように使われたのか、といった細かな情報を知ることができません（経営者はもちろん、いつ、何に、どのように使ったのかを詳細に把握しています。＝ **情報の非対称性**）。そこで、法律は経営者に対して財務諸表を使って出資されたお金が、いつ、何に、どのように使われたのかを報告する義務を課しました。この義務を**説明責任**といいます。

【利害調整機能】



株主は株主総会に参加して議決権を行使することができますが、債権者は株主ではないため株主総会に参加して自らの意思を伝えることができません。そこで、会計が債権者と株主の**利害の調整**をすることとなっています。

【情報提供機能】

企業には、現時点で利害がある者とこれから利害が生じるかもしれない者に対し、**情報を提供する責任**があります。

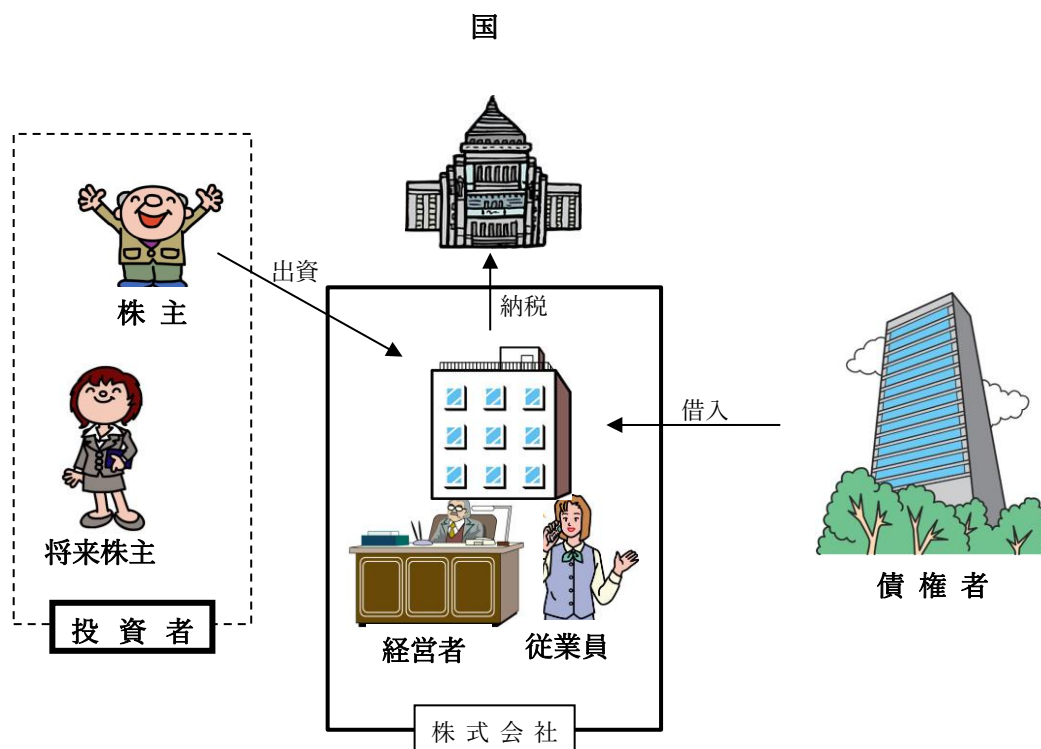
<参考> 利害関係者

利害関係者とは、文字通り、企業と利害が関係する者のことですが、財務諸表論では主に「債権者」と「投資者」が重要となります。

それでは、債権者と投資者という言葉の意味を、おおざっぱにですが確認しておきましょう！

債権者 ≡ 企業に資金を貸している者（銀行、社債権者など）

投資者 ≡ 企業に出資している者（株主など）



<参考> 株主と投資者

投資者 { 現在株主（通常「株主」といえば、この現在株主を意味します。）
将来株主